

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」の一部改正について

平成18年10月
自動車交通局技術企画課

1. 改正概要

(1) 協定規則の改訂（第138回WP29）に伴う所要の改正

① 時間の経過による駐車灯の自動消灯の禁止（協定規則第48号）

協定規則第48号において、時間の経過による駐車灯の自動消灯を禁止されたことに伴い、所要の改正を行う。

（細目告示第130条及び第208条並びに別添52、53及び54関係）

② 再帰反射材に関する規定の見直し（協定規則第48号）

協定規則第48号において、輪郭表示再帰反射材に「部分輪郭表示再帰反射材」に関する規定が追加されるとともに、再帰反射材の取付要件に関する規定が見直されたことに伴い、所要の改正を行う。

（細目告示第133条の2及び第211条の2並びに別添52及び別添54関係）

③ 前部霧灯（フォグランプ）に使用する電球に関する規定の追加

（協定規則第19号）

協定規則第19号において、前部霧灯（フォグランプ）に使用する電球に関する規定を一部削除する改訂が行われたことに伴い、所要の改正を行う。

（細目告示別添57関係）

④ 盗難発生警報装置の追加電源として非充電式蓄電池の使用を追加

（協定規則第116号）

協定規則第116号において、盗難発生警報装置に用いる追加電源に非充電式の蓄電池の使用が認められたことに伴い、所要の改正を行う。

（細目告示別添78関係）

⑤ イモビライザの設定時間の変更（協定規則第116号）

協定規則第116号において、イモビライザの設定時間が「5分以内」から「1分以内」へと変更されたことに伴い、所要の改正を行う。

（細目告示別添9関係）

(2) 後写鏡等において、細目告示第2節及び第3節に関する基準の適正化

後写鏡等の基準において、細目告示第2節及び第3節の基準と第1節の基準とで整合性が取れない部分を解消するため、所要の改正を行う。

（細目告示第146条及び第224条関係）

2. スケジュール

- ・ 公布：平成18年10月5日
- ・ 施行：平成18年10月10日